

第8章 計画の推進

本計画の推進に当たっては、毎年度、各障害福祉サービスの実施状況、福祉施設等からの地域生活移行や一般就労への移行などについての状況を把握し、計画の進行管理を的確に行うことが必要です。

また、平成 22 年の障害者自立支援法等の一部改正や、平成 23 年の障害者虐待防止法の制定、平成 20 年 5 月に発効した国連の障害者権利条約の批准に向けた、障害者基本法の改正（平成 23 年）など、国内法令の整備が進んでおり、今後も、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化することが予想され、それを受けた対応が必要になってくると考えられます。

これまでは、愛知県障害者施策推進協議会に、本計画に掲げた数値目標の達成状況やサービス提供実績等を報告するとともに、適宜、新たな課題についての対応策などについて意見を聴き、計画の推進を図ってきました。

第 3 期計画においては、障害者基本法の改正に基づき、同協議会に新たな機能（県の障害者施策の実施状況の監視）を付加するとともに、名称も障害者施策審議会（仮称）と変更し、引き続き本計画の推進を図るための重要な機関と位置づけます。

この機関において、県の障害者施策の実施状況の監視という新たな機能が適切に果たされるよう、施策の実施状況について十分な報告を行います。

さらに、障害者自立支援法に基づく愛知県障害者自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、今後の計画の推進に向けた意見を聴くこととします。

これらの機関での審議を PDCA サイクルに組み込み、計画の着実な推進を図ります。

なお、本計画に記載した様々な取組については、今後施策化・事業化を目指すものも含まれており、市町村や愛知労働局などの関係行政機関、障害者団体やサービス事業者など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の御意見を聴きながら、連携・協働して進めていきます。

本計画期間中に障害者自立支援法の見直しが行われた場合には、必要に応じて、本計画を変更することとします。